第5期 雲南市農業委員会第3回総会議事録

- 1. 日 時 平成26年9月24日(水) 13:30~15:15
- 2.場 所 木次町 下熊谷交流センター 多目的ホール
- 3. 出席委員(36名)

1番	渡部洋一	2番	髙尾茂通	3番	岡田康弘	4番	竹内 勉
5番	片寄健治	6番	日野一夫	7番	鳥谷悦雄	8番	高橋敬二
9番	永井尚二	10番	周藤寛洲	11番	藤原修至	12番	橋本 博
13番	松原利廣	14番	高田 耕	15番	青木征温	16番	内部武雄
17番	柳原昌広	18番	白築 進	19番	白築美雄	20番	中西康一
21番	嘉本輝雄	22番	渡部満憲	23番	鶴原能也	24番	廣澤幸博
25番	錦織邦男	26番	岡田 伸	27番	持田明典	28番	川上蘆求
29番	山本裕子	31番	陶山直利	32番	小田久義	33番	藤原 好
34番	山本博子	35番	宇都宮敏章	36番	石橋義明	37番	加藤一郎

- 4. 欠席委員(1名)30番 高島幹雄遅刻届出委員(1名)6番 日野一夫
- 5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文 副 主 幹 山中亜希子 副 主 幹 大塚雄彦
- 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第24号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第26号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第27号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第29号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見 聴取に対する意見決定について

7. 議 事

発信者		議	事	録	要	山田	
事務局	定刻になりましたの	ので、					
	ご起立ください。-	一同ご礼。	。ご着席	ください。)		

発信者	議事録要旨
議長	ただ今の出席委員は35名であります。
	定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第3回総会を開会いたします。
	本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
	議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、5番片寄健治
	委員、7番鳥谷悦雄委員を指名します。
議長	日程第2、諸報告を行います。
一	日住第2、簡報日を11 V ま 9。
	〒1分月ル→り 1元 号 1元 → 1 元
事務局	 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】
	・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
	・田畑転換届出の受理について
	・農地等返還通知(使用貸借解約)の受理について
	・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出の受理について
	・会議等の予定について
議長	事務局から説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上
	(無しの声なり)
	(m CV) - (d) 9)
議長	 無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議長	日程第3、議案の上程を行ないます。
	次に、「議第24号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定につい
	て」を議題といたします。
議長	事務局から説明を求めます。

事務局	
	いうことです。平成26年9月12日に現地調査を行っており、確認委員は、○○委
議長長	発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。 (無しの声あり) 無いようですので、以上で諸報告を終わります。 日程第3、議案の上程を行ないます。 次に、「議第24号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 議案書6ページをご覧ください。「議第24号農地法第2条の規定による許可申請について」であります。 申請番号1番、○○町○○△△-△外1筆、地目は登記簿・田、現況・荒廃農地で面積は合計で702㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は○○町○○の□□□□さん、非農地の事由は、「山林からの土石流入により耕作することができなくなったため」と

員、○○委員、○○委員です。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回の

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	この土地は、豪雨による田への土砂の流入で耕作が不能となり、農地への復旧が困難
	な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。
議長	ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。
	(無しの声あり)
議長	ただ今事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論なしと認めます。
議長	お諮りいたします。 「議第24号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、 申請のとおり非農地として認定することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第24号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することに決定いたしました。
議長	それでは次に、「議第25号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。「議第25号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外6筆、地目は登記簿・現況とも田6筆 畑1筆、面積は合計5,882㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「妻から返還を受けた農地を後継者に貸し出す」ということ
	です。譲受人は、○○市○○町○○の□□□□□さん、申請事由は、「申請地を

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	借り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は無償で、確認は○○委員
	です。「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはな
	く、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみ
	て全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たし
	ています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のす
	べてを満たしていると考えます。
	以上1件の案件、ご審議をお願います。
議長	ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願い
	します。
	(無しの声あり)
議長	ただ今事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
-3/5 E	
議長	討論を終わります。
-3/5 E	
議長	お諮りいたします。
	「議第25号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可
	することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
業 目	田業なしも初なませ
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第25号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり
	許可することに決定いたしました。
議長	│
成 艾	それでは次に、一議第20万辰地伝第4条の規定による計可申請に対する息見につい て」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
	〜」で哦咫CVパニレムり。 芋物用より呪吻でかめまり。
事務局	 議案書10ページをご覧ください。「議第26号農地法第4条の規定による許可申請
尹伤川	哦米〒10、 /で〜見ヽにでヾ。「哦界40ヶ辰地広界4米ツ观化による計り中間

事務局

に対する意見について」であります。

申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿田・現況宅地、面積は合計 378 ㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫、離れ及び宅地の拡張で、離れ1棟5㎡、車庫1棟14㎡を建築されます。転用理由は、「自宅敷地から市道への通路が狭く、車両での出入りが困難なため、申請地を整備して進入路及び駐車場、車庫を建築したい。また、宅地を拡張し、離れを建築したい」とのことです。始末書が提出されており「昭和44年に宅地を拡張し離れを建築して利用してきた」ということです。平成26年1月21日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、申請面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地が山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険なため申請地へ移転する」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は1番と同じです。

申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計35.9㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□□さん、転用目的は墓地及び駐車場で、転用理由は、「現在の墓地は、山中にあり参拝するのも道は険しく、住居近くの申請地に新設移転したい。また、駐車場が狭いので拡張したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は1番と同じです。

申請番号4番、〇〇町〇〇△△・△、地目は登記簿・田、現況・宅地で、申請面積は合計684㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は貸集合住宅で、貸集合住宅1棟、駐輪場・物置14.72㎡を建築、駐車区画11台分を造成されます。転用理由は、「申請地を造成し、貸集合住宅1棟(6戸分)及び駐輪場、物置、ボンベ庫、駐車場を建設する」とのことです。始末書が提出されており「平成14年に造成し、駐車場として利用してきた」とのことです。確認は〇〇委員です。農地区分は、申請地が都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。

申請番号 5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・宅地、面積は 70 ㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□□さん、転用目的は車庫で、車庫 1 棟 38 ㎡を建築されます。転用理由は、「自家用車が増え車庫が不足するため、申請地へ建築したい」とのことです。始末書が提出されており「平成元年に車庫兼農機具庫を建築し利用してきた」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は 1番と同じです。

申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△外3筆、地目は登記簿・畑、現況・宅地が3筆、登記簿田、現況雑種地が1筆、面積は合計274㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	□□さん、転用目的は駐車場及び宅地進入路で、駐車区画3台分を整備されます。転用目的は「自宅前の道路が狭く迂曲しており、自動車での通行が困難であるため、申請地を進入路及び駐車場として整備したい」とのことです。始末書が提出されており「平成9年から進入路として利用してきた」ということです。農用地区域外で、確認は○○委員です。農地区分・許可条項は申請番号4番に同じです。以上、6件の申請についてご審議をお願いいたします。
議長	ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。
10番	申請番号1番についてです。図面は13ページからご覧ください。昭和44年に先々代が宅地を拡張され離れを建築し利用してこられました。また、平成17年頃に市道に接続する進入路を整備されました。始末書が提出されていますので読み上げます。「今般申請いたします農地法第4条の規定による許可につきましては、私どもが農地法の趣旨を十分に理解していなかったため、農地転用を受けることなく、昭和44年に宅地を埋め立てた場所に車庫を建築し、平成17年の市道工事の際に、残土処理のために埋め立てた場所に車庫を建築し、駐車場として現在に至っております。長期にわたり無断転用いたしましたことを深くお詫び申し上げます」とのことです。ご審議よろしくお願いします。
19番	申請番号4番についてです。図面は25ページからご覧ください。始末書が提出されていますので読み上げます。「私が所有する〇〇町〇〇△△・△の田につき、今般農地法第4条の農地転用許可申請を行うに当たり、一言お詫び申し上げます。この田については、平成14年頃に近隣の□□□□病院が増築された際にその残土処理場として依頼があり承諾し、埋め立てたものです。この時私は農地法の手続きについては知らず埋め立てをして今日に至ってしまいました。手続きを怠ったことに大変反省をいたしております」とのことです。ご審議よろしくお願いします。
5番	申請番号5番についてです。図面は32、33ページをご覧ください。約25年前に車庫を建てられました。車庫がかなり損傷し、この度建て替えにあたり調査をされた際に転用手続きをしていないことが判明した次第です。25年前に転用手続きをする認識がなく大変申し訳なかったとのことです。ご審議よろしくお願いします。
16番	申請番号6番についてです。長い間進入路として利用しており大変申し訳なかっとのことです。ご審議よろしくお願いします。
議長	ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)

発信	者	議 事 録 要 旨
議	長	無いようですので、質疑を終わります。
議	長	次に、討論を行います。討論はございませんか。
		(無しの声あり)
議	長	討論を終わります。
議	長	お諮りいたします。 「議第26号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議	長	展議なしと認めます。 よって、「議第26号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、 申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。
議	長	次に、「議第27号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務	局	議案書13ページをご覧ください。「議第27号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△・△、地目は登記簿田・現況雑種地、面積は496㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟100㎡、物置1棟15㎡、駐車区画2台分を建設されます。転用理由は、「現在、両親祖母と同居しているが、家族も増え、子供も成長したため、申請地を借地のうえ住宅を新築したい」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成5年に造成し駐車場として利用してきた」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。賃借料は、親子ということで無償、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△・△外1筆、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は443㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は○○町○○の□□□□さんです。転用目的は事務所及び駐車場で、事務所1棟24.84㎡、倉庫1棟10.35㎡、便所1.20㎡、駐車区画12台分を建設されます。転用

理由は、「現在利用している事務所、駐車場が立ち退きのため申請地に移転する」とい

うことです。始末書が提出されておりまして、「平成26年2月に

申請番号4番、〇〇町〇〇△△・△外3筆、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は200㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地拡張、宅地進入路で、居宅1棟2.50㎡、車庫1棟13.50㎡を建設されます。転用理由は、「市道から自宅への進入路がないため、申請地を譲り受けて通路を設け、自宅敷地を拡張して車庫を設けたい」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成16年に進入路を設けて利用してきた」ということです。農用地区域外で土地代は、10アール当り1,578,000円、確認は○○委員です。農地区分、許可条項は先ほどの3番と同じであります。

以上4件の案件、ご審議をお願いします。

議 長 ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願い します。

16番 申請番号1番についてです。先ほどの4条許可申請の申請番号6番と関連があります。平成5年に駐車場を造成し無断で利用してきたということです。今回家を建てられるということで申請がありました。ご審議よろしくお願いします。

20番 申請番号2番についてです。場所は○○交流センター付近です。内容は事務局から 説明があったとおりでして、新しく移転されるということです。ご審議よろしくお願 いします。

21番 申請番号3番、4番は譲渡人が同一人ですので一緒に説明します。

申請番号 3 番についてです。図面は 4 8 から 5 0 ページをご覧ください。 $\triangle \triangle$ - \triangle は物置です。「ここを今まで正式な許可を取らないで利用してきた。大変申し訳ないことをしました」とのことです。

次に、申請番号4番についてです。図面は53ページからご覧ください。 $\triangle \triangle - \triangle$ 、

発信者	議事録要旨
21番	$\triangle \triangle - \triangle$ 、 $\triangle \triangle - \triangle$ は道路部分で、 $\triangle \triangle - \triangle$ は宅地拡張部分です。親戚が $\triangle \triangle - \triangle$ に墓地を
	整備されました。その時に手続きがされていないことがわかりまして、今回申請され
	ました。申し訳なかったということです。
	ご審議よろしくお願いします。
議長	ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
23番	申請番号2番についてです。賃借期間は何年ですか。また、賃借料は総額ですか。
事務局	賃借期間は申請書に永久とあります。 5 0 年が最大ですから確認します。賃借料ですが、1 0 a 当り年額で1,128,000 円です。
議長	他に質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。
議長	お諮りいたします。
	「議第27号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第27号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。
議長	次に、「議第28号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書16ページ「議第28号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の承認について」説明します。

発信者	議事録要旨
事務局	今回の案件は〇〇町で1件申請されております。 この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を 効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基 本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。 ご審議よろしくお願い致します。
議長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号1番の案件がございますので、協議の際、「議事参与の制限」にご配慮ください。 概ね10分ぐらいでお願いいたしたいと思います。 暫時休憩といたします。 (休憩)
議長	再開します。
議長	雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、△△番○○委員に はご退席願います。
	(○○委員 退席)
議長	先ほど、ご協議いただいた結果を発表していただきます。
27番	○○町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議長	ただ今○○町から許可妥当ということで発表がございましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論なしと認めます。
議長	お諮りいたします。 「議第28号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

発信者 録 議 は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 議長 (無しの声あり) 議長 異議なしと認めます。 よって、「議第28号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に ついて」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。 ○○委員には、着席願います。 議長 (○○委員 着席) 議長 それでは次に、「議第29号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の 規定による意見聴取に対する意見決定について」を議題といたします。 農林振興課より説明を求めます。 それでは、「議第29号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定 農林振 興課 による意見聴取に対する意見決定について」を説明させていただきます。別添の農業

振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。

本日は、除外申請ということで、大東町8件、加茂町3件、木次町2件、三刀屋町 5件、吉田町2件、掛合町2件、合計22件です。そのうち追認案件は5件です。ま た、編入申請ということで大東町2件についても説明させていただきます。1つずつ 説明はしますが、墓地、電波塔に係る案件につきましては時間の都合上詳しい説明は 省略させていただきます。

まず大東町ですが、資料6ページからをご覧ください。

整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○町○○△△・△、地目は畑、 面積は156 m2の内20 m2で墓地の案件です。2 種農地で○○委員に確認をいただいてお ります。図面は13、14ページです。

次に整理番号2番、事業計画者は□□□□・□□さん、申請地は○○町○○△△・ △、地目は畑、面積は 247 m²で宅地の拡張の案件です。 2 種農地で○○委員に確認を いただいております。図面は15、16ページです。この案件は、現在の宅地に隣接 している申請地を庭として利用したいとのことです。

次に整理番号3番、事業計画者は□□□□株式会社、申請地は○○町○○△△-△、 地目は田、面積は326 m²の内3.24 m²で電波塔の案件です。2 種農地で○○委員に確認 をいただいております。図面は17、18ページです。

次に整理番号4番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○町○○△△-△、地目 は田、面積は164㎡の内10㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただ いております。図面は19ページです。

次に整理番号5番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○町○○△△-△、地目

発信者

議 事 録 要 旨

農林振興課

は畑、面積は 2,209 ㎡の内 9.99 ㎡で墓地の案件です。2 種農地で $\bigcirc\bigcirc$ 委員に確認をいただいております。図面は 2 0 ページです。

次に整理番号 6 番、事業計画者は $\Box\Box\Box\Box$ さん、申請地は $\Box\Box\Box\Box$ \Box Δ 、地目は畑、面積は 869 ㎡の内 10 ㎡で墓地の案件です。2 種農地で \Box の委員に確認をいただいております。図面は 2 1 ページです。

次に整理番号 7 番、事業計画者は $\Box\Box\Box\Box$ さん、申請地は $\Box\Box\Box\Box$ 合 Δ - Δ 、地目は畑、面積は 185 ㎡の内 20 ㎡、墓地 10 ㎡管理地 10 ㎡で墓地及び管理地の案件です。 2 種農地で \Box 0 委員に確認をいただいております。図面は 2 2 、 2 3 ページです。

続きまして大東町の編入ですが、図面25、26ページをご覧ください。

編入案件の整理番号1番につきましては、申請のあった場所が変更になったため編入する案件です。

編入案件の整理番号2番につきましては、平成25年7月申請で運送会社の事務所を設置する予定でありましたが、申請地2筆のうち1筆で事務所の設置がおさまったため申請地の1筆は引き続き営農を行うため編入するものです。

続きまして加茂町ですが、資料32ページをご覧ください。

整理番号1番、事業計画者は $\Box\Box\Box\Box$ さん、申請地は $\Box\Box\Box\Box$ の \Box の \Box の 地目は畑、面積は93㎡で車庫の案件です。2種農地で \Box の委員に確認をいただいております。図面は35ページです。この案件は、すでに車庫が建築されている案件であり追認で処理させていただく案件です。

次に整理番号 2 番、事業計画者は $\Box\Box\Box\Box$ さん、申請地は $\Box\Box\Box\Box$ \Box \Box \Box 、地目は畑、面積は 109 ㎡の内 36 ㎡で車庫の案件です。2 種農地で \Box 委員に確認をいただいております。図面は 3 6 、 3 7 ページです。この案件は、申請地に隣接しており自宅の敷地が挟隘なため、車庫を建てる案件です。

次に整理番号 3 番、事業計画者は $\Box\Box\Box\Box$ さん、申請地は $\Box\Box\Box\Box$ \Box 心人、地目は畑、面積は 1,535 ㎡の内 303.4 ㎡で宅地の拡張の案件です。 2 種農地で \Box の委員に確認をいただいております。図面は 3 8、 3 9ページです。この案件は、宅地と隣接している申請地及び墓地管理地及び管理道を新設している案件であり追認で処理させていただきます。

続きまして木次町ですが、資料45ページをご覧ください。

発信者
 農林振
 ルを設置するものです。
 興課
 続きまして三刀屋町ですが、資料57ページからご覧ください。
 整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○町○○△△・△、地目は畑、面積は442㎡で植林の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。
 図面は60、61ページです。この案件は、山林と隣接しており、すでに申請地に植林をした案件であり追認で処理させていただきます。
 次に整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○町○○△△・△、地目・

次に整理番号3番、事業計画者は $\Box\Box\Box\Box$ さん、申請地は $\Box\Box\Box\Box$ 合 Δ - Δ 、地目は畑、面積は 1,065 ㎡の内 120 ㎡で車庫及び駐車場の案件です。 2 種農地で \Box () を負に確認をいただいております。図面は 6 4 、 6 5 ページです。

次に整理番号 4 番、事業計画者は $\Box\Box\Box\Box$ さん、申請地は $\Box\Box\Box\Box$ Δ 、地目は畑、面積は 117 ㎡の内 25 ㎡で墓地 10 ㎡及び管理地 15 ㎡の案件です。 2 種農地で \Box の委員に確認をいただいております。図面は 6 6 5 6 7 ページです。

続きまして吉田町ですが、資料75ページをご覧ください。

整理番号1番、事業計画者は $\Box\Box\Box\Box$ 、申請地は $\Box\Box\Box\Box$ の $\Box\Box$ の $\Box\Box$ の本。 地目は畑、面積は 266 ㎡の内 9.91 ㎡で墓地の案件です。 2 種農地で \Box 0 委員に確認をいただいております。図面は 7.8 ページです。

次に整理番号 2 番、事業計画者は $\Box\Box\Box\Box$ さん、申請地は $\Box\Box\Box\Box\Box$ 心 心 してい、地目は田、面積は 134 ㎡で宅地の拡張の案件です。 2 種農地で \Box の委員に確認をいただいております。図面は 7 9 、8 0 ページです。この案件は、申請地は現在の宅地に隣接しており、納屋増築及び庭として利用したいということです。

続きまして掛合町ですが、資料86ページをご覧ください。

次に整理番号 2 番、事業計画者は $\Box\Box\Box\Box$ さん、申請地は $\Box\Box\Box\Box$ の \Box の

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

発信を	者	議 事 録 要 旨
議	長	最初に、議事参与に関わる案件、○○地域整理番号1番、○○地域整理番号2番、
		編入整理番号1番を除く案件についてご審議いただきます。
		先ほど農林振興課より説明をいただきましたが、質疑がございますか。
10章	番	○○町の編入の整理番号2番についてです。土地所有者、事業計画者はいずれも○
		○町○○となっていますが、○○町○○の誤りと思います。
## 444	Ŀ	
農林排		確認しましたところ、ご指摘のとおり○○町○○でした。記載ミスでして申し訳ご
興課	Ė	ざいませんでした。
議	長	他に質疑はございませんか。
h4X 1		
		(無しの声あり)
議	長	無いようですので、質疑を終わります。
議	長	討論を行います。討論はございませんか。
		(無しの声あり)
議	長	討論なしと認めます。
成了	区	可量なして高さなります。
議	長	お諮りいたします。
		「議第29号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意
		見聴取に対する意見決定について」〇〇町地域整理番号1番、〇〇町地域整理番号2
		番、編入整理番号1番を除く案件については、提案のとおり妥当として市長に報告す
		ることにご異議ございませんか。
		(無しの声あり)
=¥÷	ii ii	田光太上上初以上上
議	長	異議なしと認めます。 よって、「議第29号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に
		よる意見聴取に対する意見決定について」〇〇町地域整理番号1番、〇〇町地域整理
		番号2番、編入整理番号1番を除く案件については、提案のとおり妥当として市長に
		報告することに決定いたしました。
議	長	それでは次に、議事参与に関わる案件、○○地域整理番号1番、編入整理番号1番
		の案件について審議いたします。

発信者	議事録要旨
議長	雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、△△番○○委員に はご退席願います。
	(○○委員 退席)
議長	先ほど農林振興課より説明をいただきましたが、質疑がございますか。
10番	8ページの編入整理番号1番についてです。この案件については前任の農業委員から説明がありまして、始末書付きで転用申請をされた記憶があります。前回の申請はどうなりますか。
事務局	始末書付きで申請した後どうなったかということですが、図面の13ページと25ページを見比べてください。25ページが前回始末書付きで申請があった図面ですが、墓地の実際の場所は13ページにありますように真ん中に建っています。県に進達した際に、「場所が違うためもう一度除外から申請し直してください」との指示がありました。今回、一度編入して再度実際の場所で除外申請を行ったところです。
議長	他に質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論なしと認めます。
議長	お諮りいたします。 「議第29号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意 見聴取に対する意見決定について」〇〇地域整理番号1番、編入整理番号1番の案件 については、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第29号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」○○地域整理番号1番、編入整理番号1番の

発信	言者	議事録要旨
議	長	案件については、提案のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議	長	○○委員には、着席願います。
		(○○委員 着席)
議	長	それでは次に、議事参与に関わる案件、○○地域整理番号2番の案件について審議
17.0		いたします。
議	長	雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、△△番○○委員に
		はご退席願います。
		(○○委員 退席)
辛生	E	生はい曲を中間細しい部田といたなもとしたぶ。原因ぶずぞいとよ な
議	長	先ほど農林振興課より説明をいただきましたが、質疑がございますか。
		(無しの声あり)
議	長	無いようですので、質疑を終わります。
議	長	討論を行います。討論はございませんか。
		(無しの声あり)
議	長	討論なしと認めます。
1,70		
議	長	お諮りいたします。
		「議第29号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意
		見聴取に対する意見決定について」○○地域整理番号2番の案件については、提案の
		とおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
		(無しの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
Хец		よって、「議第29号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に
		よる意見聴取に対する意見決定について」〇〇地域整理番号2番の案件については、
		提案のとおり妥当として市長に報告することに決定しました。
議	長	○○委員には、着席願います。
		(○○委員 着席)

発信者	議事録要旨								
議長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。								
事務局	ご起立下さい。 一同ご礼。 ご着席願います。								
事務局	次にその他事項に入ります。 【その他報告事項】								
	(1)平成26年産米概算金について (2)農地中間管理事業の推進について(案)								
	(3)農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて (4)利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(農地パトロー								
	ル)について (5)平成26年度農業委員会視察研修について								
	(6)農業委員会を取りまく情勢について (7)農地転用に係る権限移譲について								

会議の経過を記載して、	その相違わい.	ことを証するため、	ここに署名する。
古成り性廻と 山戦しく、	こしいが旧建ない	二こと皿りるため、	ここに白石りる。

平成	年	月	日		
			詳 目		
			議 長		
			署名委員		
			署名委員		